

議案第 88 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 27 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年板橋区条例第 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「規定する介護時間」の次に「、勤務時間条例第 16 条の 3 第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 18 条の 3 第 1 項に規定する子育て部分休暇」を、「当該介護時間」の次に「、当該子育て部分休暇」を加え、同条第 3 項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子育て部分休暇に係る規定を加える必要がある。